

「個人情報域外移転標準契約弁法」  
の概要および注意点  
(2023年6月時点)

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報  
専門家による政策解説～

2023年6月  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
北京事務所  
調査部

#### 【免責条項】

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。  
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

## 1. 概要

個人情報を中国域内から中国域外に提供（中国域外からのアクセス・利活用を含む）する場合、次の4要件のいずれかを満たす必要があります。

- ・ネットワーク情報部門が行う安全評価に合格
- ・専門機関が行う個人情報保護に係る認証を取得
- ・国のネットワーク情報部門が制定する標準契約に従い域外の受領者と契約を締結
- ・法律、行政法規または国のネットワーク情報部門が定めるその他の条件

この3番目の要件である個人情報域外移転標準契約（以下、「標準契約」という）は、「中華人民共和国個人情報保護法」（2021年11月施行。以下、「個人情報保護法」という）第38条第1項<sup>1</sup>において言及されていた事項であり、その後、「個人情報域外移転標準契約弁法」（2023年2月22日公布、6月1日施行。以下、「弁法」という）の附属文書で、標準契約の雛形が示されるなど詳細が定められました。また、「弁法」施行日直前の5月30日には、標準契約の届出手続や必要書類等について定めた「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン（第一版）」（以下、「届出ガイドライン」という）が公布されました。これに伴い、北京市、上海市、浙江省等の地域でも、届出に関する地方レベルのガイドラインや通知等が相次いで公布されています。

## 2. 標準契約に関する実務上の注意点

### (1) 適用範囲

「弁法」第4条第1項の規定によると、個人情報取扱者が標準契約を締結する方法により域外に個人情報を提供する場合には、次のすべての要件に適合しなければなりません。

- (1) 重要情報インフラ運営者に該当しない
- (2) 取り扱う個人情報が100万人分未満
- (3) 前年1月1日から起算して、域外に提供した個人情報が累計で10万人分未満
- (4) 前年1月1日から起算して、域外に提供した機微な個人情報が累計で1万人分未満

つまり、(1) から (4) のうち、一つでも該当しない項目があれば、標準契約の締結による域外への個人情報の提供は認められません。その場合、「データ域外移転安全評価弁法」の規定に従い、国家インターネット情報弁公室にデータ域外移転安全評価の申告を行い、その合格する必要があります。

### (2) 個人情報保護影響評価

このたび公布された「届出ガイドライン」では、個人情報保護影響評価（以下、「PIA」と

---

<sup>1</sup> 「個人情報保護法」第38条第1項:

個人情報取扱者は、業務等の必要により、確かに中華人民共和国域外に個人情報を提供する必要がある場合、次の各号に掲げる条件の1つを備えなければならない。

- (一) 本法第四十条の規定により、国家インターネット情報機関による安全評価に合格していること
- (二) 国家インターネット情報機関の規定に従い、専門の機構による個人情報保護の認証を受けていること
- (三) 国家インターネット情報機関が制定する標準契約に従い、域外の移転先と契約を締結し、両当事者の権利および義務を取決めること
- (四) 法律、行政法規または国家インターネット情報機関の定めるその他の条件

いう)の報告書の雛形が示されました。

「個人情報保護法」第 55 条、第 56 条および「弁法」第 5 条の規定によると、個人情報取扱者は、個人情報を域外に提供する場合、事前に PIA を行わなければなりません。しかし、PIA の実施方法や PIA 報告書の作成方法については、これらの規定では詳しく示されていなかったことから、頭を悩ませていた企業が多かったように見受けられます。このたび公布された「届出ガイドライン」では、企業が実際に PIA を実施し、報告書を作成するうえで大いに参考となる PIA 報告書の雛形が示されたことから、その悩みも多少解消されたことであろうと思われます。

### **(3) 届出義務および届出結果**

「弁法」第 7 条では、個人情報取扱者に対し、標準契約の効力発生後 10 営業日以内に、個人情報取扱者の所在地の省レベルのインターネット情報機関に届出を行うことを義務付けています。届出にあたり、標準契約および PIA 報告書を提出しなければなりません。

なお、標準契約の届出時には、下記の 2 要件を満たす PIA 報告書を提出する必要があることから、注意が必要です。

- (1) 届出日から遡って 3 カ月以内に実施された PIA に関する報告書であること
- (2) 届出日において、PIA において評価した事項に重大な変化が生じていないこと

また、「届出ガイドライン」によると、届出後、合格、不合格の 2 種類の結果が出されます。合格の場合、届出番号が付与され、不合格の場合は、省レベルのインターネット情報弁公室より、理由を付した不合格通知が交付されます。また、書類補正（追加書類提出）が要求されることもあり、その場合には、個人情報取扱者は、10 営業日以内に、補正後の書類を再提出しなければなりません。

関連規定によると、書類不備等の一般的な理由のほか、安全評価の合格が必要な状況に該当するにも関わらず、標準契約の締結を以て個人情報の域外移転の届出が行われた場合にも、届出不合格となります。個人情報域外移転のスケジュールに支障が生じないように、早めに届出を行うことが望ましいと思われます。

### **(4) 届出主体**

北京市の届出ガイドラインでは、届出主体（届出者）は標準契約における移転元と同一でなければならず、また、法人でなければならないと定めており、この点について、困惑の声が上がっています。各国・地域の多くの企業・団体が、北京市で中国代表処（駐在員事務所）を構えています。代表処は法人格を有しないことから、当該ガイドラインに基づけば、代表処は標準契約の届出の対象外となる、つまり、代表処は標準契約の締結を以て個人情報の域外移転を行うことはできないということになってしまいます。では、外国企業の本国における本社が、個人情報の移転元として、域外の移転先と標準契約を締結し、届出を行えばよ

いのではないかと考えられますが、そうすると、個人情報の域外の移転先が本国の本社であるケースでは、移転元と移転先が同じ、といった極めて不自然な標準契約となってしまいます。この点について、今後、主管機関から何らかの説明が行われる可能性があると思われることから、その動向を注視する必要があります。

また、北京市の届出ガイドラインでは、同じグループに属する複数の独立した法人については、グループの親会社が標準契約の届出主体となることができると定めています。これについて、北京市の主管機関に問い合わせを行いましたので、その結果を下記に整理いたします。

① 親会社が域外にある場合

- ・ 親会社が届出主体となることができるか。  
——対応者の回答：現時点では明確になっていない。
- ・ 親会社から授権された域内の子会社が、兄弟会社の代表として届出主体となることができるか。  
——対応者の回答：子会社が兄弟会社の代表として届出主体となることはできない。

② 親会社が域内にある場合

- ・ 親会社がグループの代表として届出主体となることはできるか。  
——対応者の回答：域内の親会社、子会社（完全孫会社を含む。登録地が北京市であるか否かを問わない。以下同じ）が、同一の業務シーン（例えば、従業員の個人情報の域外移転）で、同一の移転先（例えば、親会社の域外の株主等）に、個人情報を提供する場合のみ、域内の親会社が代表として届出主体となることができる。この場合、子会社による親会社への授権書は必要としない。  
同一の業務シーンによる、同一の移転先への域外移転に該当しない場合には、子会社がそれぞれPIAを実施し、PIA報告書を作成し、域外の移転先と標準契約を締結し、届出を行う必要がある。
- ・ 親会社がグループの代表として届出主体となる場合、標準契約の締結の際、移転元サイドは親会社のみでよいのか。当該契約に係るすべての主体が移転元サイドの当事者となり締結すべきなのか。  
——対応者の回答：標準契約の移転元として、親会社のみが締結すれば足りるが、当該標準契約に係る子会社の状況について、当該契約の附属文書（一）に記載する必要がある。
- ・ PIAは標準契約に係るすべての主体が実施しなければならないのか。  
——対応者の回答：届出には、親会社が作成したPIA報告書を提出すれば足りる。ただし、同報告書において、当該標準契約に係る子会社の概要や個人情報の域外移転の状況を記載しておく必要がある。

なお、上記問い合わせ結果については、対応者の個人的な見解に基づく内容が含まれている恐れがあることから、あくまでも参考程度に留めてください。今後、発表される可能性が高いと言われている届出に係る補充説明や記者会見等での公的見解の内容と異なる場合も

あり得ます。そのため、必ず、主管機関に対し、実名にて、実際の状況を説明したうえで確認を得られた内容に準じて対応をとるようにしてください。

#### **(5) 是正期間**

「弁法」第 13 条の規定によると、「弁法」施行日（2023 年 6 月 1 日）前に実施済みの個人情報域外移転が「弁法」の規定に適合しない場合には、施行日より 6 か月以内に是正しなければなりません。つまり、標準契約の締結を以て適法とみなされる個人情報の域外移転を「弁法」施行前に行っていた場合には、2023 年 12 月 1 日までに標準契約を締結しなければならないと解されます。

上記の是正を行わなかった場合について、「弁法」には罰則は設けられていませんが、「個人情報保護法」の施行後に、冒頭の 4 要件のいずれも満たすことなく個人情報の域外移転を行った場合は、「弁法」第 12 条の規定により、「弁法」の規定に違反する個人情報取扱を行った」として、「個人情報保護法」の規定に従い、処罰を受ける可能性があるとして解されます。具体的には、最大で 5,000 万円または前年度の売上高の 5%の過料が科され、関連業務の一時停止、営業停止が命じられ、関連事業許可証または営業許可証が取り消され、直接責任を負う主管人員およびその他直接責任者には、最大 100 万円の過料が科される可能性があります（「個人情報保護法」第 66 条）。

#### **(6) 域外の移転先が中国当局の監督管理を受け入れることについて**

「弁法」附属文書に掲載された標準契約（雛形）第 3 条には、域外の移転先の義務を定めています。同条第 1 項第 13 号の規定によると、域外の移転先は、標準契約の実施を監督するうえで、中国当局の監督管理を受け入れなければなりません。例えば、中国当局から問い合わせがあれば回答する、検査に協力する、措置や決定に従う、既に必要な対策・処置を講じたことの証明書を提出するといった監督管理を受け入れる必要があります。

具体的には、域外の移転先が、標準契約の約定および「個人情報保護法」の規定に則った個人情報の取扱を行っておらず（例えば、域内より個人情報取扱業務の委託を受けた域外の移転先が、標準契約の約定に違反し、受託範囲を超えて、域外の第三者に個人情報を提供している等）、中国当局より、その理由を問われ、是正を求められたにも関わらず、回答や対応を拒否した場合、標準契約に定める義務を怠ったと見なされる可能性があります。そうすると、今後、この域外の移転先との間で締結した標準契約の届出を行う際に、何らかの障害が生じる可能性があるとして解されます。

#### **(7) 専門の機構による個人情報保護の認証について**

個人情報の域外移転にあたり、安全評価の合格を必要としない状況に該当する場合、標準契約の締結のほか、専門機関が行う個人情報保護に係る認証（以下、「認証」という）という方法を選択することもできます。

認証を選択した場合、域外の移転先は、認証機関による監督を継続的に受け入れなければならない、標準契約の締結の場合と同様に、移転元と移転先の間における連携や協力が不可欠であることが分かります。

なお、認証に関連する規定や、認証機関が公開している認証申請フォームに記載されている内容によると、域外の移転先が複数であっても、それが同じ目的で、かつ、同じ方法を用いるのであれば、一度の認証申請で済み、相手ごとに認証申請を行う必要はありません。上述のとおり、移転元と移転先の間における連携や協力が必要という点を踏まえても、認証という手続は、グループ企業間の個人情報の域外移転において適しているといえます。ただし、認証を受けるための手数料が高い（状況によって異なるが、少なくとも十数万元/1件）ことから、どちらを選択する方がよいかについては、コストパフォーマンス面でも、よく検討することが望ましいと思われます。

北京市環球法律事務所

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20230013>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
調査部 中国北アジア課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5181  
E-mail：ORG@jetro.go.jp